

第24期 第29回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和4年11月29日

伊予市農業委員会

# 第24期

## 第29回定例農業委員会総会議事録

令和4年11月29日（火）午後1時30分から、伊予市役所において第29回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	16名
農地利用最適化推進委員	5名
事務局	局長 次長 係長

### 議事日程

#### （議案）

- 第139号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画について 3件
- 第140号 農地中間管理事業実施要領第8の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について 3件
- 第141号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件
- 第142号 令和4年度農用地利用集積計画（第4号）について 1件
- 第143号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- 第144号 伊予市農業振興地域整備計画の変更協議について 3件

#### （報告）

- 第52号 農地法第4条の規定による届出について 1件
- 第53号 農地法第5条の規定による届出について 1件
- 第54号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について 4件
- 第55号 農地使用貸借解約通知書の受理について 2件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第29回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号〇〇番 〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

### 議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。〇〇番 〇〇委員、〇〇番 〇〇委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 議案第139号

### 議案第140号

議長

議案第139号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画（令和4年度第3号）について、次のとおり農業委員会の決定を求める。これについては、議案第140号と関連がございますので、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 議案第139号

#### 1番（〇〇農業委員）

利用権の設定を受ける者（借り手）	松山市	〇〇		
利用権を設定する者（貸し手）	宮下	〇〇	さん	
利用権設定地	上野	308番	田	834㎡
	同じく	309番1	田	1,620㎡
	同じく	309番2	田	993㎡

権利の種類 賃借権

契約期間 令和4年12月1日～令和14年11月30日の10年間

## 議案第140号

農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

### 1番（〇〇農業委員）

権利の設定を受ける者（借り手）	松山市	〇〇	さん		
権利を設定する者（貸し手）	松山市	〇〇			
利用権設定地	上野	308番	田	834	m <sup>2</sup>
	同じく	309番1	田	1,620	m <sup>2</sup>
	同じく	309番2	田	993	m <sup>2</sup>
権利の種類	賃借権				
契約期間	令和4年12月1日～令和14年11月30日の10年間				

議案第140号につきましては、139号にて農地中間管理機構が借り受けた農地を、松山市の〇〇さんに貸し付ける内容になっています。〇〇さんは今回の申請が新規就農になりますので、議案説明書の2ページから6ページに青年等就農計画の認定申請書を掲載しています。〇〇さんは今回の申請地において、パンジーやマリーゴールドなどの花をポッドで栽培をして出荷販売をしていく就農計画になっています。このあとご本人さんからも説明がありますので、この資料と合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇農業委員

これからご本人による説明があると思いますが、年齢も若く、意欲的に取り組む姿勢だと思います。営農計画をご覧いただきながらご審議いただければと思います。

議長

それでは、この件に関して事前にご質問・ご意見ございましたらお伺いしますが、無ければ、今後の就農計画や目標について、〇〇さんから発表していただきたいと思います。

〇〇さんよろしくをお願いします。

〇〇さん

（営農計画等の発表）

議長

只今、〇〇さんから発表いただきましたが、皆さんからのご意見・ご質疑があればお願いします。〇〇委員さん。

〇〇農業委員

将来の農業構想の項目の中で、既存の空きハウスを活用する旨ありますが、既存の施設はどの程度の規模ですか？

〇〇さん

概ね三反半程度となります。

〇〇農業委員

なるほど、それではこの資料に「田」とある場所は、ほとんど施設ということですね。360㎡と少なく、新たにハウスを建てる計画のようですが、これもプランター苗を育てるための施設ですか？

〇〇さん

そうです。

〇〇農業委員

この40aのハウスでは足りないということですか？

〇〇さん

全然足りません。

〇〇農業委員

収支計画書を見ると、5年目の収入合計が1,050万円あまり、所得が270万円あまりとなっています。私は花苗経営のことはよく分らないですが、ポット苗の利益は2割7分程度しかないわけですか。

〇〇さん

現在は材料費などの高騰で利益率が悪くなっていますが、この先はポット苗の単価も上げられるのではないかと考えております。

〇〇農業委員

もっと所得は上げられるということですね。私の友人に花苗経営をしている者がおり、ポ

ット苗の利益率は低いという話を聞いていますが、〇〇さんの見通しは、経営上、ポット苗の栽培を軸にやっていけるという見通しですか？

〇〇さん

必ずやっています。

〇〇農業委員

分かりました。

議長

他にございませんでしょうか。

〇〇農業委員

もう1点よろしいでしょうか。

議長

どうぞ

〇〇農業委員

少し立ち入ったことをお伺いすることになると思いますが、40a 近いハウスを借りて行うということですが、40a のハウスでいくらぐらいで借りれるのですか？

〇〇さん

月 45,000 円で借りています。

〇〇農業委員

分かりました。随分安いようにも思いますが、いかがでしょうか。

〇〇さん

全然安い方ですが、放置されたハウスなので修繕に少し費用がかかってしまいました。でも十分満足できるものです。

〇〇農業委員

分かりました。

議長

他にございませんでしょうか。

(他に意見なし)

議長

それでは〇〇さん、ありがとうございました。

(〇〇さん退出)

議長

それでは、139号 番号1、140号 番号1について、あらためまして皆様からのご意見・ご質疑はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

無いようでしたら、139号 番号1、140号 番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございました。

139号 番号1、140号 番号1について、承認いたします。

議長

それでは、番号2について事務局の説明をお願いします。

事務局

### **議案第139号**

#### **2番(〇〇委員)**

利用権の設定を受ける者(借り手)	松山市	〇〇
利用権を設定する者(貸し手)	下三谷	〇〇さん
利用権設定地	下三谷3612番	田 2,530㎡
権利の種類	使用貸借権	
契約期間	令和4年12月1日～令和7年11月30日の 3年間	

## 議案第140号

### 2番(〇〇委員)

権利の設定を受ける者(借り手)	下三谷 〇〇さん
権利を設定する者(貸し手)	松山市 〇〇
利用権設定地	下三谷 3612番 田 2,530㎡
権利の種類	使用貸借権
契約期間	令和4年12月1日～令和7年11月30日の 3年間

経営状況については、議案説明書をご覧ください。以上です。

議長

それでは、139号番号2、140号番号2について、地元委員の補足説明をお願いします。

〇〇推進委員

借り手の方は営農意欲もあり、何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。139号番号2、140号番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、139号番号2、140号番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。139号番号2、140号番号2について承認いたします。続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

## 議案第139号

### 3番(〇〇委員)

利用権の設定を受ける者（借り手）	松山市	〇〇		
利用権を設定する者（貸し手）	上三谷	〇〇さん		
利用権設定地	上三谷甲 714 番 1	田	383	m <sup>2</sup>
	同じく甲 997 番 1	田	298	m <sup>2</sup>
	同じく甲 997 番 5	田	2.11	m <sup>2</sup>
権利の種類	使用貸借権			
契約期間	令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日の 3 年間			

### 議案第 140 号

#### 3 番（〇〇委員）

権利の設定を受ける者（借り手）	松山市	〇〇		
権利を設定する者（貸し手）	松山市	〇〇		
利用権設定地	上三谷甲 714 番 1	田	383	m <sup>2</sup>
	同じく甲 997 番 1	田	298	m <sup>2</sup>
	同じく甲 997 番 5	田	2.11	m <sup>2</sup>
権利の種類	使用貸借権			
契約期間	令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日の 3 年間			

営農状況につきましては議案説明書のとおりです。以上です。

議長

それでは、139 号番号 3、140 号番号 3 について、地元委員の補足説明をお願いします。

〇〇推進委員

貸し手の方は営農が困難なため、長年、使用貸借によりお貸ししていたところ、借り手が高齢で耕作が困難となったため、新たな借り手として、近くに事業所を持つ新たな借り手が受けることになったものです。このままやっていると近隣の営農にも影響が無く、助かります。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。139 号番号 3、140 号番号 3 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、139号番号3、140号番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(承認)

議長

ありがとうございます。139号番号3、140号番号3について承認いたします。

### 議案第141号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 1番(〇〇推進委員)

貸出人	松山市	〇〇さん
借受人	砥部町	〇〇さん
申請地	八倉字拂川 263 番 田	1,220 m <sup>2</sup>
	同じく 264 番 田	589 m <sup>2</sup>
	同じく 265 番 田	841 m <sup>2</sup>
	同じく 269 番 1 田	320 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	15,240 m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大	
	(譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	使用貸借による権利設定・20年間	

借受人は砥部町在住の方で、伊予市では新規参入になります。このあと、本人さんから直接営農計画等については説明をしていただきますが、事前に提出されている資料が9ページから16ページになります。申請地での農作業従事計画書、砥部町での耕作証明書と認定農業者の証明書、さらに農業経営改善計画申請書になりますのでこちらを参考にして審議をお願いします。申請地では、柑橘の新品種愛媛果試第48号、ブランド名紅プリンセスを栽培する予定とのことです。以上です。

議長

それでは番号1について、委員からご意見・ご質疑はございませんでしょうか。

(意見・質疑なし)

議長

無いようでしたら、本日、〇〇さんにお越しいただいておりますので、今後の営農計画等について報告いただきたいと思います。

それでは、〇〇さんから発表していただきます。よろしくお願いいたします。

門田俊治さん

はじめまして。砥部町で農業をしております〇〇と申します。(以降、農作業従事計画書の内容の発表)伊予市で農地を紹介していただいたのは、当初、砥部町でアボカドの栽培地を探していたものの、希望する農地が見当たらず、松山市荏原や東方でも探し、1件は見つかったものの面積が足りなかったため、さらに伊予市八倉や宮下で探していたところ、伊予市の農業委員さんから今回の農地を紹介いただき、申請させていただきました。

思ったよりも農地面積が広がったため、今回はアボカドではなく、紅プリンセス(愛媛県試第48号)を栽培できればと思っておりますが、アボカドの栽培地も順次探していく予定でございます。(以後、途中、自らが取り組むアボカドのブランド化などの話題)今後の見込みについては、昨年、甘平を100本、今年は50本植え、合計150本植え、3~4年後には収穫が見込まれるため、5年計画に記載した収入が見込めるようになるのではと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、皆様からご意見・ご質疑があればお願いします。

〇〇委員

現在は砥部町内で営農・出荷されていると思いますが、今回、伊予市で生産する紅プリンセスはどちらで出荷される予定ですか。

〇〇さん

現在は砥部での出荷を予定しております。伊予市ではまだ収穫に至っておりませんが、最寄りの選果場など農協さんに相談しながら、伊予市への出荷も含め検討し、苗木などの注文も伊予市の方で注文できればと思っております。

議長

他にございませんでしょうか。どうぞ。

〇〇委員

〇〇の農業委員として今回の申請に係る現地確認を行いました。非常にありがたいことで、耕作放棄地になりかけたところが耕作されるようになり、非常に良かったと思っております。1つだけ、これは立ち入って良いかどうか迷いましたが、果樹生産となると10年15年経過して、まともな柑橘が収穫できるようになると思います。今回の賃借権設定も20年とされていると思いますが、貸出人の〇〇さんの年齢を踏まえると、大変申し訳ないことではございますが、この期間内においでになる（御存命）か分からない状況と思いますが、今後も引き続いて契約できる見通しでございますか。

〇〇さん

はい。〇〇さんとも相談した際に、〇〇さんの息子さんに引き継いだ後も、引き続いて利用させていただいて構わない旨、口約束ではございますが確認しております。

〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

他にございませんでしょうか。どうぞ。

〇〇委員

農業経営改善計画認定申請書の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標に記載の「紅マドンナ」の作付面積が50aで生産量6tとありますが、面積からすれば生産量が少なく、施設を見ると簡易ハウス2棟5,000㎡とありますが、どのような栽培をなさっているのですか。それとも書き間違いですか。

〇〇さん

生産の現状に記載の紅マドンナの作付面積の50aは記載誤りです。すみません。

〇〇委員

今年は8t程度の紅マドンナが収穫できそうなんですか。

〇〇さん

出荷希望量を踏まえ、JAさんからの割当量が8tです。

〇〇委員

その作付面積はどのくらいですか。

〇〇さん

面積は2,700 m<sup>2</sup>です。

〇〇委員

簡易ハウスで2,700 m<sup>2</sup>を砥部で作っているということですね。

〇〇さん

はい、そうです。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

無いようでしたら、退席いただきたいと思います。

(〇〇さん退席)

議長

それでは、あらためまして、番号1について皆様からご質疑・ご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

それでは番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局

**2番 (〇〇推進委員)**

譲渡人	松山市	〇〇さん		
譲受人	上野	〇〇さん		
申請地	上野字飛渡 1985 番 1	畑	1,439 m <sup>2</sup>	
譲受人の耕作面積	8,648 m <sup>2</sup>			

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大  
(譲渡人) 農作業従事・農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書7ページ2番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇推進委員

譲受人の子どもさんらが地元に戻ってきているということで、経営規模拡大を図るとのことです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### **3番 (〇〇農業委員)**

譲渡人	中山町佐礼谷	〇〇さん		
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇さん		
申請地	中山町佐礼谷甲 1161 番 1	畑	971 m <sup>2</sup>	
	同じく 甲 1161 番 2	畑	74 m <sup>2</sup>	
譲受人の耕作面積	26,434 m <sup>2</sup>			
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大		
	(譲渡人)	農地管理困難		

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書7ページ3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇農業委員

譲受人、譲渡人とも高齢でございますが、これまで相互に農地の維持管理をされ、現在は粟を植えております。現地確認を行い、双方ともお話を伺いましたが、特に問題ないと思われしますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 4番(〇〇推進委員)

譲渡人	下三谷	〇〇さん
譲受人	下三谷	〇〇さん
申請地	下三谷字つつら谷 4157 番 7 畑	620 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	11,912 m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書7ページ4番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇推進委員

何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 5番(〇〇推進委員)

譲渡人	上野	〇〇さん		
譲受人	松山市	〇〇さん		
申請地	上野字白江	340番1	田	2,467㎡
	同じく	343番	田	2,425㎡
譲受人の耕作面積	17,746㎡			
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大		
	(譲渡人)	農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転			

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページ5番とおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号5について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇推進委員

譲受人の息子さんも営農従事しており、何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしく  
お願いします。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんで  
しょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 6番(〇〇農業委員)

譲渡人	中山町佐礼谷	〇〇さん
譲受人	中山町出渕	〇〇さん
申請地	中山町佐礼谷2号202番1	畑 4,915 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	4,915 m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人) 経営の安定化	
	(譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の8ページ6番とおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんで  
した。

本日欠席しています〇〇委員さんから、地元委員の意見を伺っていますので報告させて  
いただきます。

今回の申請地は、中山町時代の補助事業でハウスが立っている場所で、以前から〇〇さ  
んが借りて利用していた場所になります。現在は、紅まどんなやぶどうを栽培しており、

所有者の方が高齢で、御存命の間に権利を移しておきたいとのことで申請に至ったもので、特別問題ありませんとのこと。以上です。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

### 7番(〇〇農業委員)

譲渡人	稻荷	〇〇さん		
譲受人	稻荷	〇〇さん		
申請地	稻荷字池ノ内甲 200 番 1	田	604 m <sup>2</sup>	
	同じく	甲 281 番 1	田	558 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	10,558 m <sup>2</sup>			
申請理由	(譲受人)	経営の安定化		
	(譲渡人)	農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転			

譲受人の経営状況は、議案説明書8ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号7について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

譲渡人は会社員で農業に全く従事していないため、長年、譲受人が耕作しておりました。

今後、譲渡人が営農する予定もないということで今回の申請に至ったものです。よろしく  
お願いします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんで  
しょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 8番(〇〇推進委員)

譲渡人	沖縄県	〇〇さん
譲受人	下三谷	〇〇さん
申請地	下三谷字篠田 428 番 1 田	2,862 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	23,579 m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人) 経営の安定化 (譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書8ページ8番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんで  
した。

議長

それでは番号8について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

譲受人は、現在この農地を耕作している方で、これを踏まえ、引き続き管理していくとの  
ことです。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。  
続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 9番(〇〇推進委員)

譲渡人	松山市	〇〇さん
譲受人	上吾川	〇〇さん
申請地	下三谷字北平田 470 番 田	1,384 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	6,566 m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農作業従事困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書8ページ9番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号9について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

譲受人は、将来は営農の希望があるものの、現在は営農を行っておりません。農地の耕作・管理は譲受人の同級生が行っているということで、引き続きこの方が管理されるとのことです。問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんで

しょうか。  
(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。  
(承認)

議長

ありがとうございます。番号9について承認いたします。  
続いて、番号10につきて、事務局の説明をお願いします。

事務局

10番(〇〇推進委員)

譲渡人	中山町中山	〇〇さん
譲受人	中山町中山	〇〇さん
申請地	中山町中山寅94番	畑 521 m <sup>2</sup>
	同じく 3号31番	畑 3,563 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	7,154 m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大	
	(譲渡人) 農作業従事困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書8ページ10番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号10について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇推進委員

譲渡人が急病のため農作業従事困難となったため、耕作できる方を探していたところ、今回の譲受人が退職後に営農することで話がまとまったものです。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号10につきて、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号10について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号10について承認いたします。

### **議案第142号**

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。本日追加でお配りしている資料となります。事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積事業の申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お配りしております別冊、令和4年度第4号 農用地利用集積計画集計表をご覧下さい。この資料が、委員の皆様にご尽力いただいて、提出された利用権設定の申出書を集計したものです。

今回の利用権設定の申し出合計は、23件、40筆、58,458㎡でした。

権利種類別の内訳は、賃借権（有償の貸借）が24筆45,647㎡、使用貸借権（無償の貸借）が16筆12,811㎡となっています。

作物別の設定面積の内訳は、水稻が38筆57,969㎡、野菜が1筆で223㎡、果樹も1筆266㎡となっています。説明は以上です。

議長

それでは、議案第142号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第142号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第142号について承認いたします。

### **議案第143号**

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

#### **番号1**

譲渡人は 久万高原町 ○○さん。

譲受人は、松山市土居田町 ○○さん。

土地所在地は、中山町出渕2番耕地73番1

登記地目及び面積は、畑、179㎡

転用目的は、宅地の敷地拡張です。

議案説明書は17ページを、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、

譲渡人が、当該申請地から遠方に居住し、農地管理・耕作が困難であったところ、隣接地に住む譲受人が宅地の敷地拡張により有効活用することによるものであります。

申請地は中山町出渕に位置し、住宅、事業所、公共施設が練たんする第3種農地と判断され、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○農業委員

事務局説明のとおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。  
続いて、番号2について事務局の説明をお願いします。

事務局

## 番号2

譲渡人は 下吾川 ○○さん、○○さん。

譲受人は 松山市来住町 ○○。

土地所在地は、下吾川字柳 55 番 1、59 番 1 及び 59 番 2

登記地目及び面積は、田で、合計 2,860 m<sup>2</sup>

転用目的は診療所で、転用面積は同じく 2,860 m<sup>2</sup>

権利の種類は所有権移転です。

議案説明書は同じく 17 ページを、申請地説明図は 5 ページから 7 ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、

伊予市米湊にある○○診療所の建物老朽化と、介護医療院への転換に向けた計画等の見直しに基づき、手狭となった現在の○○診療所を移転するためのものです。

申請地は下吾川に位置する市街化調整区域ですが、都市計画法の規定による開発行為許可の申請が受理され、許可を受ける見込みがあり、また、農地区分は市街化が見込まれる区域内にある、鉄道駅から 500m 以内にある第 2 種農地と判断され、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○農業委員

現在は稲作が行われている市街化調整区域にございますが、市道に接しており、診療所の立地について地元住民や地権者とも協議が整っているようでございますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

#### **議案第144号**

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

#### **番号1**

申出人は、東京都世田谷区 ○○

土地所有者は、中山町中山 ○○さん

所在地は、中山町中山午 213 番

登記地目及び面積は、畑、851 m<sup>2</sup>

計画変更目的は、携帯電話基地局で、面積は 851 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。

議案説明書は 18 ページ上段を、申請地説明図は 8 ページから 10 ページをご覧ください。

今回の計画変更の申出については、

いずれも、認定電気通信事業者である○○が、電波状況の品質改善のための中継施設を設置することによるものです。農地法施行規則第 32 条第 16 号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要となっておりますが、農振除外の手続きを要するため、意見を求められているものです。

以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2について事務局の説明をお願いします。

事務局

**番号 2**

申出人及び土地所有者は、松山市余戸中 ○○さん

所在地は、中村字明音寺甲 535 番 2 他 4 筆

登記地目及び面積は、畑、合計 7,041 m<sup>2</sup>

計画変更目的は、植林で、面積は同じく 7,041 m<sup>2</sup>です。

議案説明書は同じく 1 8 ページ中段を、申請地説明図は 1 1 ページから 1 3 ページをご覧ください。

今回の計画変更の申出についてですが、

申出人の父親が果樹栽培を行っていたものの、高齢により規模を縮小し、その後、平成 15 年頃に果樹を伐採し植林を行ったとのことですが、申出者が令和 4 年 8 月に相続したものの、既に山林の様相を呈し、さらに違反転用状態であることを認識し、これを是正するため農振除外の申出に至ったものです。

転用目的が具体化し、当該申請に至る理由からも、やむを得ないものであると考えられ、個別除外により対応せざるを得ないものと判断されるものです。

なお、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件は確認済で、変更の際しての問題はないと判断しており、本日欠席の担当推進委員からも、当該案件は止むを得ないものと判断されるものとの意見をいただいております。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号 2 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

はいどうぞ。

○○委員

現地写真を見る限り、特に左上の写真の位置関係が分かりにくいですが、詳しく説明してもらえますか。

事務局

分かりやすいように、周辺の位置関係も含め広く撮影したつもりでしたが、かえって分かりにくくなってしまい申し訳ございません。写真中央の、遠くに見える山の手前のところ、少し盛り上がっている場所が確認できるかと思いますが、ここが申出地の 1 つです。川の中洲のような場所で、堆積物が集まり丘のような場所に雑木が繁茂している状況です。

○○委員

雑木が繁茂する状況でも、それほど高い木が生い茂っている状況ではないようですが、どうでしょうか。また、近隣農家の了解は得られているのでしょうか。

事務局

2 mを超えるような雑木が生い茂る状態で、近隣の農家からの了解も得られている状況です。

〇〇委員

好ましい状況とは言いにくいかと思いますが、周辺農家の了解が得られているのであればこれ以上の意見はありません。

議長

私も現地確認を行いました。川の中洲のような場所に2 mを超える雑木が繁茂する状況を見て、現実的に農地に復元することが困難な状況であるということで農振除外の手続きに至ったものです。多少日陰はありますが、隣接する田への影響は無いように感じました。

事務局

植林を目的として農振除外の後、おそらく非農地判断へ進む案件かと思しますので、植林、つまり高木を植えるという流れにはならない案件かと存じます。

議長

他にございせんでしょうか。無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。  
続いて、番号3について事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号3

申出人及び土地所有者は、宮下 〇〇さん

所在地は、宮下字猪ノ窪 2049 番 1

登記地目及び面積は、畑、合計 1,312 m<sup>2</sup>

計画変更目的は、植林で、面積は同じく 1,312 m<sup>2</sup>です。

議案説明書は同じく 18 ページ下段を、申請地説明図は 14 ページから 16 ページをご覧

ください。

今回の計画変更の申出についてですが、

従来から伊予柑の栽培を行っていたものの、日当たりが悪く急勾配で、平成初期頃から身体の故障もあり、栽培等を断念。その後に植林を行うものの、関係法規への認識不足から申出を行わないまま現在に至ったものです。

既に山林の様相を呈してから長期間が経過し、当該申請に至る理由からも、個別除外により対応せざるを得ないものと判断されます。

なお、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件は確認済で、変更の際しての問題はないと判断しております。

なお、現地確認をいただいた推進委員さんからは、今回の件、止むを得ないものと判断しているとのことでした。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号 3 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 3 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 3 について承認いたします。

## **報告第 5 2 号**

農地法第 4 条第 1 項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

事務局

申請人及び土地所有者は、上吾川 ○○さん。

土地所在地は、上吾川甲 21 番 1

登記地目及び面積は、田、804 m<sup>2</sup>

転用目的は農業用施設（駐車場及び資材置場）で、

転用面積は、804 m<sup>2</sup>のうち 103.6 m<sup>2</sup>です。

以上でございます。

議長

報告第52号についてご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら報告事項ですので次に移ります。

### **報告第53号**

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

事務局

譲渡人は、下吾川 ○○さん。

譲受人は、佐賀県高木瀬町 ○○。

土地所在地は、下吾川字南西原 1600 番 1 及び 1600 番 2

登記地目及び面積は、畑、合計 765 m<sup>2</sup>

転用目的は露天駐車場で、転用面積は同じく 765 m<sup>2</sup>

賃貸借権設定によるものです。

以上でございます。

議長

報告第53号についてご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら報告事項ですので次に移ります。

### **報告第54号**

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので次のとおり報告する。

事務局の一括説明をお願いします。

事務局

今回4件の届出がありました。

#### **1番**

貸出人	下三谷	○○さん		
借受人	下三谷	○○さん		
届出地	下三谷字岩崎谷 2878 番 2	田	2,028 m <sup>2</sup>	
解約事由	双方合意			
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定		

#### **2番**

貸出人	稲荷	○○さん		
借受人	稲荷	○○さん		

届出地	稻荷字池ノ内甲 200 番 1	田	604 m <sup>2</sup>
	同じく 甲 281 番 1	田	558 m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

### 3番

貸出人	沖縄県	〇〇さん	
借受人	下三谷	〇〇さん	
届出地	下三谷字篠田 428 番 1	田	2,862 m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

### 4番

貸出人	下吾川	〇〇さん	
借受人	上吾川	〇〇さん	
届出地	下吾川字柳 55 番 1	田	1,745 m <sup>2</sup>
	同じく 59 番 1	田	591 m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

議長

報告第54号についてご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら報告事項ですので次に移ります。

### 報告第55号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。

事務局の一括説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

### 1番

貸出人	下三谷	〇〇さん	
借受人	下三谷	〇〇さん	
届出地	上吾川字六反甲 2015 番 1	田	3,368 m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定		

## 2番

貸出人 大阪府 ○○さん  
借受人 米湊 ○○さん  
届出地 米湊字野中 1203 番 田 669 m<sup>2</sup>  
解約事由 双方合意  
権利の種類等 農地法3条 使用貸借権設定

以上です。

(その他報告)

議長

それでは次回は12月22日(木曜日)午後1時30分より、この会場で開催します。

次回の議事録署名人については、

「○○番 ○○委員」

「○○番 ○○委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第29回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 2時54分 閉会)

年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---